

# 一般社団法人地域安全学会細則

平成 27.11.13 総会議決  
平成 28.1.23 理事会決定

## 第 1 章 会員及び会費

### 第 1 条（会員の種別、資格）

会員のうち、正会員、学生会員が、種別を変更しようとするときは、定款第 7 条に規定する入会手続きに準ずるものとする。

- 2 学生会員としての期間は、入学日又は進学日から以下に定める年数以内の卒業日又は退学日までとする。ただし、本人からの申し出があり、かつ休学など履修期間を延長する理由があると認められる場合は、理由に応じて期間を延長するものとする。
  - (1) 大学学部：4 年
  - (2) 大学院修士・博士前期課程：2 年
  - (3) 大学院博士・博士後期課程：3 年
  - (4) これらに準ずる学校：それぞれによる

### 第 2 条（会員の特典）

会員は、別に定めるところにより、本会が主催する発表会その他の会合での発表の申し込み、及び本会が刊行する論文集、梗概集、ニュースレター、その他の刊行物への論文その他の投稿を優先的に行うことができる。

- 2 会員は、別に定めるところにより、本会が刊行する論文集、梗概集、ニュースレター、及び図書の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に優先的に参加することができる。
- 3 会員は、会費納入の義務を怠り会費未納の場合には、別に定めるところにより会費請求の督促を受ける場合がある。また、前 2 項に関する特典の供与を停止されることがある。
- 4 賛助会員の特典については、別に定める。

### 第 3 条（入会申込）

当法人の目的に賛同して正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようする者もしくは団体は、当法人所定の入会申込書により、推薦する正会員 1 名の署名をした上で、FAX 又は郵送により当法人事務局に送付することにより入会の申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

- 2 名誉会員の推薦の基準については、別途定める。

### 第 4 条（再入会）

本人の申し出によって退会した者が再入会する場合の入会手続きは、本細則第 3 条に準ずる。

- 2 総会の議決によって、過去に正会員から除名された者が、再度、正会員として入会する場合、又は過去に学生会員から除名された者が、再度、学生会員として入会する場合には、除名までの当該種別会員の未納期間の会費を支払った上で、本細則第 3 条に準ずる再入会手続きを行う事ができる。前記以外の除名後再入会時の未納期間会費の支払いについては、理事会において審議、決定する。

## 第5条（会費の納付方法）

当該年度の会費は、当該年度5月末までに納付するものとする。

- 2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
- 3 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を納付するものとする。
- 4 年度途中で種別を変更した会員で、会費が増額する場合は、前納した会費との差額を支払うものとする。

## 第6条（会費等の額）

会費の年額は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

- (1) 正会員 7,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 一口 100,000 円とし、一口以上とする。

- 2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

## 第7条（国外在住会員からの会費外徴収）

国外に在住する会員からは、会費のほかに配布する刊行物の送料として、理事会で適当と認めた金額を徴収することができる。

# 第2章 役員及び事務局

## 第8条（理事の分担業務）

定款第23条に規定する理事の分担する業務は、次による。

- (1) 副会長の分担業務は、理事会が定める。
- (2) 会長・副会長以外の理事の分担業務は、理事会が定める。

## 第9条（事務局の業務）

事務局の業務は、理事会が定める。

# 第3章 委員会等

## 第10条（常置委員会等）

本会の会務を執行するため、以下の常置委員会及び担当（以下、「常置委員会等」という）を設置する。

- (1) 総会・春季研究発表会実行委員会
- (2) 秋季研究発表会実行委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 研究運営委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 国際交流委員会
- (7) 表彰委員会
- (8) 選挙管理委員会

(9) 防災学協会連合組織担当

(10) 安全工学シンポジウム担当

- 2 常置委員会等の委員長又は担当は、原則として会長以外の理事の中から理事会が互選により選任する。
- 3 理事以外の者を委員長又は担当に選任した場合、委員長又は担当は、理事会に出席して意見を述べることができる。又、理事会の求めにより、常置委員会等の運営について理事会に報告しなければならない。ただし、表決には加わらない。
- 4 常置委員会等の委員・担当は、別に定めるところにより会員の中から選任する。ただし、特に必要がある場合は、会員外の専門家を委員に加えることができる。
- 5 常置委員会等の委員及び委員長又は担当の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 常置委員会等には、必要に応じ、小委員会を設けることができる。小委員会の組織及び委員の任期は、常置委員会等の委員長・担当の発意により理事会の承認を得るものとする。

### 第11条（特別委員会）

本会の目的を達成するために特に必要な場合、理事会は期間を限って特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員長は、会員の中から理事会が選任する。
- 3 特別委員会については、常置委員会等に関する第10条第2項から第6項の規定を準用する。

### 第12条（委員会等規程）

常置委員会等及び特別委員会は、理事会の承認を経て、その業務、運営等に関する事項について、委員会等規程を定める。

- 2 委員会等規程の変更については、前項の規定を準用する。

## 第3章 表彰

### 第13条（地域安全学会賞）

地域安全に関し、顕著な貢献をしたと認められる研究及び業績、あるいはそれを成した者に対し、地域安全学会賞（以下「学会賞」という）を授与する。

- 2 学会賞の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 論文賞
  - (2) 論文奨励賞
  - (3) 技術賞
  - (4) 年間優秀論文賞
  - (5) 優秀発表賞

## 第4章 その他

### 第14条（英文の名称）

この会の名称は、英文では、Institute of Social Safety Science とする。

## 第 15 条（細則の改正等）

本細則の改正は、理事会の議決による。

2 本細則に定めのない事項で、本会の運営に必要と認められる事項は、理事会に諮って、これを定める。

## 附 則

1 この細則は、平成 27 年 11 月 13 日から施行する。(平成 27 年 11 月 13 日 総会議決)

2 この細則は、平成 28 年 1 月 23 日から施行する。(平成 28 年 1 月 23 日理事会決定)